京都市建設局所管の都市公園内における電源設備の占用許可基準

公園は市民が自由に利用できる貴重なオープンスペースであり、公園施設以外の工作物その他物件又は施設による公園の占用は、これを設けることによって、都市公園の効用を阻害することのないものに限る必要がある。

都市公園内の電源設備については、都市公園法第７条に定める占用物件のうち、「電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの」に該当するが、電力会社以外の者が設けるものの占用許可基準について、京都市建設局所管の都市公園における占用許可基準に定めるもののほか、下記のとおり定める。

記

１　電源設備は、施錠できる箱等に収納されたコンセント等とし、設置に当たっては、公園施設への添架は原則として認めない。

２　電源設備において、公園施設の電気を使用することは認めない。また、電源設備用の引込柱についても、原則として占用者が設置すること。

３　占用の目的は、都市公園内での活動における使用に伴うものであること。

４　電源設備による占用は、原則として１公園につき１箇所とすること。ただし、当該公園が長大である場合や、鉄道、河川、道路等により公園が分断されている場合等で、公園管理者が１箇所を超えて占用を認める場合はこの限りではない。

５　占用者は、当該公園の公園愛護協力会又は当該公園がある自治連合会若しくは町内会等の地元組織であること。

６　公園愛護協力会が結成されている公園において、公園愛護協力会以外の者が占用者となる場合は、同会の同意を得ること。

７　電源設備及び電源用引込柱の設置、維持管理、撤去等に要する一切の費用及び電気料金については、占用者が負担すること。

８　占用者は、他の地元組織等から電源設備の利用の申出があった場合は、これに応じること。

９　電源設備及び電源用引込柱の設置に関して苦情等が生じた場合は、占用者の責任において解決すること。

附　則

この許可基準は、令和４年７月２６日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年９月６日から施行する。